告　示

○公共測量実施の通知（597・建設政策課）

○公共測量終了の通知（598・建設政策課）

○道路の供用開始（599・秋田地域振興局建設部）

公　告

○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請　３件（農林政策課）

○農用地利用集積等促進計画の認可（賃借権の設定及び移転）（農林政策課）

○農用地利用集積等促進計画の認可（所有権の移転）（農林政策課）

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（107）

○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（108）

○政治団体の解散の届出（109）

○公職の候補者の資金管理団体の届出（110）

○公職の候補者の資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出（111）

○公職の候補者の資金管理団体の取消しの届出（112）

人事委員会規則

○人事委員会規則７－０（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

○人事委員会規則７－３（管理職手当）の一部を改正する規則

公安委員会規則

○刑事訴訟法第189条第１項および第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則（15・警務課）

○没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（16・警務課）

○傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（17・警務課）

秋田県告示第５９７号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定に基づき、公示する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　作業種類　公共測量（基準点測量）04601-Y05
２　作業期間　令和８年11月27日から令和９年３月19日まで
３　作業地域　秋田市外旭川字潟ノ前、飯島字船堰外谷地及び字東中谷地地内

秋田県告示第５９８号

令和７年秋田県告示第323号の公共測量について、令和７年７月31日終了した旨秋田県知事から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定に基づき、公示する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

秋田県告示第５９９号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区　　間
県道	秋田天王線	秋田市下新城岩城字糠塚１番２から269番２まで

２　供用開始の期日　令和８年11月27日

３　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（１）　場所　秋田市山王四丁目１番２号　秋田県秋田地域振興局建設部企画・用地課

（２）　期間　令和８年11月27日（金）から同年12月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

住所及び地番	地目	面積（平方メートル）
仙北郡美郷町本堂城回字馬場506番	田	1,578
仙北郡美郷町本堂城回字西館115番	田	4,432
仙北郡美郷町本堂城回字北館214番	田	5,289
仙北郡美郷町本堂城回字北館235番	田	93

２　申請に係る農地の利用の状況

従前の耕作者が引き続き維持管理をしている。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年２月27日	10年	113,920円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（１）　提出期限

令和８年12月11日

（２）　提出先

秋田県農林水産部農林政策課

（３）　記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

住所及び地番	地目	面積（平方メートル）
秋田市雄和女米木字女米木88番	田	3,362
秋田市雄和女米木字女米木89番	田	5,336

２　申請に係る農地の利用の状況

隣接の耕作者が維持管理をしている。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年２月26日	10年	86,980円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（１） 提出期限

令和８年12月11日

（２） 提出先

秋田県農林水産部農林政策課

（３） 記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

住所及び地番	地目	面積（平方メートル）
横手市大森町板井田字杉ノ沢119番１	田	1,567
横手市大森町板井田字杉ノ沢120番１	田	302

２　申請に係る農地の利用の状況

隣接の農家が維持管理をしている。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年２月27日	10年	18,690円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（１） 提出期限

令和８年12月11日

（２） 提出先

秋田県農林水産部農林政策課

（３） 記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第５項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和８年11月27日に認可したので、同条第７項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

農用地利用集積等促進計画の概要

１　権利の設定関係（貸し手）

番号	賃借権等の設定を行う者		賃借権の設定を受ける土地
	氏名又は名称	市町村	
1120	佐々木　キ　ノ	横手市	横手市清水町新田字萱原235番
1121	佐　藤　ミツヨ	横手市	横手市雄物川町谷地新田字下立野161番ほか３筆
1122	谷　川　浩　子	横手市	横手市赤坂字白山前106番ほか９筆
1123	清　水　芳　美	横手市	横手市黒川字富士見374番１ほか３筆
1124	佐　藤　良　吉	横手市	横手市百万刈字下根田567番１ほか12筆
1125	照　井　重　己	横手市	横手市下八丁字境田71番１ほか15筆
1126	鈴　木　定　功	横手市	横手市下八丁字境田149番
1127	鈴　木　定　功	横手市	横手市上境字番匠田209番１ほか４筆
1128	鎌　田　和　美	横手市	横手市下境字八気201番ほか11筆
1129	澁　谷　久　一	横手市	横手市下境字栄川原29番３
1130	小　原　幹　雄	横手市	横手市下境字栄川原18番
1131	小　原　清　志	横手市	横手市上境字番匠田225番１ほか２筆
1132	藤　原　恵　美	横手市	横手市平鹿町醍醐字野中上170番ほか５筆
1133	佐　藤　ミ　サ	横手市	横手市平鹿町醍醐字南樋ノ口64番ほか10筆
1134	柴　田　邦　宏	横手市	横手市平鹿町醍醐字南樋ノ口63番ほか１筆
1135	阿　﨑　良　樹	埼玉県川越市	横手市平鹿町醍醐字平林41番９内２ほか４筆
1136	佐　藤　一　美	横手市	横手市平鹿町中吉田字和村西205番ほか１筆
1137	眞　田　香枝子	横手市	横手市平鹿町浅舞字下猪岡39番ほか36筆
1138	鈴　木　徳　和	横手市	横手市平鹿町浅舞字間兵衛野14番１ほか３筆
1139	永　須　喜一郎	横手市	横手市平鹿町醍醐字東石ノ塔26番ほか１筆
1140	佐　藤　幸　子	横手市	横手市雄物川町沼館字中助五郎林231番ほか２筆
1141	佐　藤　浩　一	横手市	横手市雄物川町沼館字高畑345番ほか７筆
1142	柿　﨑　雄　一	横手市	横手市雄物川町沼館字下川原417番ほか３筆
1143	小　野　枝美子	横手市	横手市雄物川町造山字南田329番
1144	佐　藤　幸一郎	大仙市	横手市大森町猿田字大石ヶ沢41番ほか７筆
1145	佐々木　　大	横手市	横手市大森町字菅生田302番１ほか６筆
1146	今　川　辰　雄	大仙市	横手市大森町上溝字岩瀬101番１ほか３筆
1147	菊　地　健　一	横手市	横手市大森町上溝字観音寺425番１ほか７筆
1148	上　田　　茂	横手市	横手市大森町字町回221番ほか５筆
1149	眞　田　廣　志	横手市	横手市雄物川町今宿字南田191番１ほか５筆
1150	八　木　宗　徳	横手市	横手市大雄字宮小路88番ほか２筆
1151	照　井　秀　樹	横手市	横手市大雄字鶴巻田45番ほか５筆
1152	奥　山　聖　史	横手市	横手市大雄字東阿気585番ほか２筆
1153	奥　山　博　夫	横手市	横手市大雄字大森道南119番ほか６筆
1154	佐　藤　寿　一	横手市	横手市大雄字四ツ屋東106番
1155	小棚木　昭　彦	横手市	横手市大雄字向田57番１ほか17筆
1156	片　野　　馨	湯沢市	湯沢市岩崎字千年331番６ほか７筆
1157	高　橋　勝　郎	湯沢市	湯沢市下田面126番１ほか４筆
1158	柿　﨑　久　悦	湯沢市	湯沢市両神50番ほか２筆
1159	柿　﨑　榮　一	湯沢市	湯沢市岩崎字五条73番ほか４筆
1160	樋　渡　　功	湯沢市	湯沢市成沢字八条34番ほか２筆
1161	佐　藤　ツ　ヱ	湯沢市	湯沢市高松字下野５番２ほか４筆
1162	木　村　賢　一	湯沢市	湯沢市駒形町字八面村尻356番ほか４筆
1163	倉　田　あい子	湯沢市	湯沢市高屋敷22番ほか５筆
1164	藤　田　養　昭	湯沢市	湯沢市二井田字新道上11番

1165	木　村　孝　悦	湯沢市	湯沢市駒形町字八面松舘225番ほか３筆
1166	渡　邉　征　司	湯沢市	湯沢市小野字桐木田161番ほか１筆
1167	菅　野　和　雄	湯沢市	湯沢市桑崎字谷地中113番

２　権利の設定関係（借り手）

番号	賃借権の設定を受ける者		賃借権の設定を受ける土地
	氏名又は名称	市町村	
547	農事組合法人忠太郎農産	横手市	横手市清水町新田字萱原235番
548	佐々木　純　一	横手市	横手市雄物川町谷地新田字下立野161番ほか３筆
549	髙　橋　尚　也	横手市	横手市赤坂字白山前106番ほか９筆
550	農事組合法人グリーンサポート共和	横手市	横手市黒川字富士見374番１ほか16筆
551	農事組合法人ファーミング八丁	横手市	横手市下八丁字境田71番１ほか15筆
552	農事組合法人ファーミング八丁	横手市	横手市下八丁字境田149番
553	最上田　政　司	横手市	横手市上境字番匠田209番１ほか16筆
554	最上田　政　司	横手市	横手市下境字栄川原29番３
555	農事組合法人あおば	横手市	横手市下境字栄川原18番
556	伊　藤　　惇	横手市	横手市上境字番匠田225番１ほか２筆
557	藤　原　裕　介	横手市	横手市平鹿町醍醐字野中上170番ほか５筆
558	高　橋　正　俊	横手市	横手市平鹿町醍醐字南樋ノ口64番ほか12筆
559	齋　藤　卓　美	横手市	横手市平鹿町醍醐字平林41番９内２ほか４筆
560	農事組合法人なごみ	横手市	横手市平鹿町中吉田字和村西205番ほか１筆
561	株式会社ａ．ｂａｓｅ	横手市	横手市平鹿町浅舞字下猪岡39番ほか36筆
562	奥　山　泰　行	横手市	横手市平鹿町浅舞字間兵衛野14番１ほか３筆
563	佐々木　良　隆	横手市	横手市平鹿町醍醐字東石ノ塔26番ほか１筆
564	佐　藤　宏　和	横手市	横手市雄物川町沼館字中助五郎林231番ほか２筆
565	株式会社ＭＡＲＵ吉Ｂａｓｅ	横手市	横手市雄物川町沼館字高畑345番ほか７筆
566	農事組合法人グリーンマネージメントサービス	横手市	横手市雄物川町沼館字下川原417番ほか３筆
567	農事組合法人造山	横手市	横手市雄物川町造山字南田329番
568	菊　地　宣　篤	横手市	横手市大森町猿田字大石ヶ沢41番ほか７筆
569	佐々木　　薫	横手市	横手市大森町字菅生田302番１ほか６筆
570	讃　岐　孝　夫	横手市	横手市大森町上溝字岩瀬101番１ほか３筆
571	日健ファーム株式会社	横手市	横手市大森町上溝字観音寺425番１ほか７筆
572	株式会社ＤＯＮ百姓	横手市	横手市大森町字町回221番ほか５筆
573	株式会社ＤＯＮ百姓	横手市	横手市雄物川町今宿字南田191番１ほか５筆
574	秋田アゲアグリ合同会社	横手市	横手市大雄字宮小路88番ほか11筆
575	戸　田　博　久	横手市	横手市大雄字大森道南119番ほか７筆
576	株式会社コタナギ	横手市	横手市大雄字向田57番１ほか17筆
577	山　科　政　夫	湯沢市	湯沢市両神50番ほか15筆
578	農事組合法人成友会	湯沢市	湯沢市岩崎字五条73番ほか７筆
579	株式会社相川ファーム	湯沢市	湯沢市高松字久根合432番１ほか４筆
580	片　桐　　豊	湯沢市	湯沢市駒形町字八面村尻356番ほか４筆
581	合同会社あぶみ田ファーム	湯沢市	湯沢市高屋敷22番ほか１筆
582	菅　　義　人	湯沢市	湯沢市上川原40番ほか３筆
583	農事組合法人成友会	湯沢市	湯沢市二井田字新道上11番
584	片　桐　　豊	湯沢市	湯沢市駒形町字八面松舘225番ほか３筆
585	株式会社雄勝グリーンサービス	湯沢市	湯沢市小野字桐木田161番ほか１筆
586	高　橋　伸太郎	湯沢市	湯沢市桑崎字谷地中113番

３　権利の移転関係（借り手）

番号	賃借権の設定を受ける者		賃借権の設定を受ける土地
	氏名又は名称	市町村	
157	農事組合法人あおば	横手市	横手市下境字栄川原15番３
158	株式会社伊幸組	横手市	横手市上境字栄川原西14番
159	株式会社伊幸組	横手市	横手市上境字番匠田122番２ほか７筆

160	株式会社伊幸組	横手市	横手市上境字番匠田126番ほか16筆
161	株式会社伊幸組	横手市	横手市上境字番匠田196番１ほか２筆
162	最上田　政　司	横手市	横手市下境字栄川原29番１
163	農事組合法人あおば	横手市	横手市下境字栄川原16番
164	株式会社天下森振興公社	横手市	横手市増田町増田字仁井田堰向139番ほか２筆
165	農事組合法人十二牲担い手生産組合	横手市	横手市金沢中野字金沢220番

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第５項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和８年11月27日に認可したので、同条第７項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

農用地利用集積等促進計画の概要

１　権利の移転関係（売り手）

番号	所有権の設定を行う者		所有権の設定を行う土地
	氏名又は名称	市町村	
48	泉　谷　清　美	横手市	横手市外目字三ツ塚山271番ほか６筆
49	草　薙　利　美	横手市	横手市増田町熊渕字飯館166番ほか１筆

２　権利の移転関係（買い手）

番号	所有権の設定を受ける者		所有権の設定を受ける土地
	氏名又は名称	市町村	
68	長谷川　則　昭	横手市	横手市雄物川町会塚字大樋脇261番ほか６筆
69	佐　藤　多　市	横手市	横手市大森町袴形字新町307番１ほか２筆
70	伊　藤　秀　郎	湯沢市	湯沢市角間字馬場379番１
71	高　久　孝　司	湯沢市	湯沢市柳田字小柳118番ほか３筆

秋選管告示第１０７号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和８年11月27日

秋田県選挙管理委員会委員長　外　山　奈央子

１　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小森孝後援会	小　森　　孝	小　森　由美子	秋田市御所野元町五丁目８－９	令和８年10月６日
佐々木亜希子後援会	佐々木　亜希子	佐々木　　暁	能代市字彩霞長根18－30	令和８年10月19日

秋選管告示第１０８号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条第１項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年11月27日

秋田県選挙管理委員会委員長　外　山　奈央子

１　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		異動年月日
			新	旧	
参政党秋田第３支部	渡　部　日　高	会計責任者	原　　祐　史	三　浦　順　子	令和８年９月30日
立憲民主党秋田県総支部連合会	薄　井　　司	会計責任者	櫻　田　憂　子	小　原　正　晃	令和８年10月６日

２　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		異動年月日
			新	旧	
あわのきほ後援会	粟　野　希　穂	主たる事務所の所在地	由利本荘市石脇字赤冗１－92	由利本荘市桜小路43－７	令和８年７月１日
石塚かしわ後援会	石　塚　万寿男	代表者	石　塚　万寿男	髙　野　　登	令和８年９月30日
秋中交通政策研究会	西　田　　純	代表者	西　田　　純	千　葉　昌　秀	令和８年10月15日
		会計責任者	渡　部　寿　男	鈴　木　弘　郷	令和８年10月15日

秋選管告示第１０９号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年11月27日

秋田県選挙管理委員会委員長　外　山　奈央子

１　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
秋田県鮨商生活衛生同業組合政治連盟	杉　本　修　悦	令和８年６月30日
石塚かしわ後援会	石　塚　万寿男	令和８年９月30日

秋選管告示第１１０号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第２項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和８年11月27日

秋田県選挙管理委員会委員長　外　山　奈央子

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体		指定年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
小　森　　孝	県議会議員	小森孝後援会	秋田市御所野元町五丁目８－９	令和８年10月６日
佐々木　亜希子	県議会議員	佐々木亜希子後援会	能代市字彩霞長根18－30	令和８年10月17日

秋選管告示第１１１号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項第３号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年11月27日

秋田県選挙管理委員会委員長　外　山　奈央子

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日
			新	旧	
粟　野　希　穂	あわのきほ後援会	主たる事務所の所在地	由利本荘市石脇字赤冗１－92	由利本荘市桜小路43－７	令和８年７月１日

秋選管告示第１１２号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項第１号の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年11月27日

秋田県選挙管理委員会委員長　外　山　奈央子

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
福　原　淳　嗣	福原淳嗣後援会	令和８年10月15日

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十七日

秋田県人事委員会委員長　西　野　三紀子

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第一　級別職務表（第三条関係）
イ　行政職給料表級別職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>級別標準職務表に規定する職務</th><th>左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="3">６級</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>３　上席主幹の職務</td><td>⑴　略
⑵　警察本部の調査官<u>　　</u>、監査室長、施設管理室長、<u>照会センター所長</u>、交通管制官若しくは少年サポートセンター長又は調査官の段階にある警察本部の次長の職務</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
ロ　公安職給料表級別職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>級別標準職務表に規定する職務</th><th>左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</th></tr>
</table>
</td><td>
別表第一　級別職務表（第三条関係）
イ　行政職給料表級別職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>級別標準職務表に規定する職務</th><th>左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="3">６級</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>３　上席主幹の職務</td><td>⑴　略
⑵　警察本部の調査官<u>、照会センター所長</u>、監査室長、施設管理室長<u>　　</u>、交通管制官若しくは少年サポートセンター長又は調査官の段階にある警察本部の次長の職務</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
ロ　公安職給料表級別職務表
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>級別標準職務表に規定する職務</th><th>左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

略	略	略
５級	１　警察本部の課長補佐の職務	警察本部の副隊長、指導官、隊長補佐、センター長補佐、鉄道警察隊長、機動警察隊長、鉄道警察隊副隊長、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、生活環境特捜班長、機動捜査隊副隊長、強行特捜班長、検視官、知能特捜班長、匿・流捜査班長、暴力特捜班長、薬物銃器特捜班長、特殊詐欺連合捜査班長、機動鑑識班長、交通事故分析官、交通違反取締り指導官、交通機動隊副隊長、被害者連絡調整官、分駐隊長、航空隊副隊長若しくは災害対策官、課長補佐の段階にある警察本部の次長若しくはサイバー指導官又は警察学校の副校長若しくは科長の職務
	略	略
６級	１　警察本部の調査官の職務	警察本部の交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、警察組織改革室長、警察運営企画室長、女性活躍推進室長、採用センター長、犯罪被害者支援室長、捜査実践教養室

略	略	略
５級	１　警察本部の課長補佐の職務	警察本部の副隊長、指導官、隊長補佐、センター長補佐、鉄道警察隊長、機動警察隊長、鉄道警察隊副隊長、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、生活環境特捜班長、機動捜査隊副隊長、強行特捜班長、検視官、知能特捜班長、匿・流捜査班長、暴力特捜班長、薬物銃器特捜班長、特殊詐欺連合捜査班長、機動鑑識班長、交通事故分析官、交通違反取締り指導官、交通機動隊副隊長、被害者連絡調整官、分駐隊長、航空隊副隊長若しくは災害対策官、課長補佐の段階にある警察本部の次長又は警察学校の副校長若しくは科長の職務
	略	略
６級	１　警察本部の調査官の職務	警察本部の交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、警察組織改革室長、警察運営企画室長、女性活躍推進室長、採用センター長、犯罪被害者支援室長、デジタル推進官、捜査実践教養室

	長、取調べ監督室長、生活安全事件指導官、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、少年サポートセンター長、適正捜査指導官、取調べ指導官、傍受指導官、機動捜査隊長、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、特捜指導官、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通指導取締り適正推進対策官、交通管制センター所長、交通機動隊長、交通反則通告センター所長、通告官、警備事件指導官、サイバー攻撃対策官、ローン・オフェンダー等対策室長、警衛・警護室長若しくは航空隊長又は調査官の段階にある警察本部の次長若しくはサイバー指導官
略	略
3　困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	困難な業務を行う警察本部の副隊長、指導官、隊長補佐、センター長補佐、鉄道警察隊長、機動警察隊長、鉄道警察隊副隊長、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、生活環境特捜班長、

	長、取調べ監督室長、生活安全事件指導官、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、少年サポートセンター長、適正捜査指導官、取調べ指導官、傍受指導官、機動捜査隊長、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、特捜指導官、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通指導取締り適正推進対策官、交通管制センター所長、交通機動隊長、交通反則通告センター所長、通告官、警備事件指導官、サイバー攻撃対策官、ローン・オフェンダー等対策室長、警衛・警護室長若しくは航空隊長又は調査官の段階にある警察本部の次長
略	略
3　困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	困難な業務を行う警察本部の副隊長、指導官、隊長補佐、センター長補佐、鉄道警察隊長、機動警察隊長、鉄道警察隊副隊長、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、生活環境特捜班長、

			機動捜査隊副隊長、強行特捜班長、検視官、知能特捜班長、匿・流捜査班長、暴力特捜班長、薬物銃器特捜班長、特殊詐欺連合捜査班長、機動鑑識班長、交通事故分析官、交通違反取締り指導官、交通機動隊副隊長、被害者連絡調整官、分駐隊長、航空隊副隊長若しくは災害対策官、困難な業務を行う課長補佐の段階にある警察本部の次長若しくはサイバー指導官又は困難な業務を行う警察学校の副校長若しくは科長の職務				機動捜査隊副隊長、強行特捜班長、検視官、知能特捜班長、匿・流捜査班長、暴力特捜班長、薬物銃器特捜班長、特殊詐欺連合捜査班長、機動鑑識班長、交通事故分析官、交通違反取締り指導官、交通機動隊副隊長、被害者連絡調整官、分駐隊長、航空隊副隊長若しくは災害対策官、困難な業務を行う課長補佐の段階にある警察本部の次長　　又は困難な業務を行う警察学校の副校長若しくは科長の職務
	略	略			略	略	
7級	1　警察本部の課長の職務	警察本部の科学捜査研究所長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、主席調査官、監察官、高齢者対策統括官、免許監理官、高齢者交通事故対策官、統括検視官、交通指導取締り統括官、交通事故事件捜査統括官若しくは広域捜査官、困難な業務を行う警察本部の調査官、交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、警察組織改革室長、警察運営企画室長、女性		7級	1　警察本部の課長の職務	警察本部の科学捜査研究所長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、主席調査官、監察官、高齢者対策統括官、免許監理官、高齢者交通事故対策官、統括検視官、交通指導取締り統括官、交通事故事件捜査統括官若しくは広域捜査官、困難な業務を行う警察本部の調査官、交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、警察組織改革室長、警察運営企画室長、女性	

		活躍推進室長、採用センター長、犯罪被害者支援室長、デジタル推進官、捜査実践教養室長、取調べ監督室長、生活安全事件指導官、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、少年サポートセンター長、適正捜査指導官、取調べ指導官、傍受指導官、機動捜査隊長、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、特捜指導官、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通指導取締り適正推進対策官、交通管制センター所長、交通機動隊長、交通反則通告センター所長、通告官、警備事件指導官、サイバー攻撃対策官、ローン・オフェンダー等対策室長、警衛・警護室長若しくは航空隊長又は困難な業務を行う調査官の段階にある警察本部の次長
	略	略
８級	警察本部の参事官の職務	運転免許センター長の職務
略	略	略

		活躍推進室長、採用センター長、犯罪被害者支援室長、捜査実践教養室長、取調べ監督室長、生活安全事件指導官、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、少年サポートセンター長、適正捜査指導官、取調べ指導官、傍受指導官、機動捜査隊長、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、特捜指導官、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通指導取締り適正推進対策官、交通管制センター所長、交通機動隊長、交通反則通告センター所長、通告官、警備事件指導官、ローン・オフェンダー等対策室長、警衛・警護室長若しくは航空隊長又は困難な業務を行う調査官の段階にある警察本部の次長
	略	略
８級	警察本部の参事官の職務	運転免許センター長の職務
略	略	略

ヘ～リ　略	

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十七日

秋田県人事委員会委員長　西　野　三紀子

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第二条関係）

組織	職	区分
略	略	略
警察		
略	略	略
警察本部		
略	略	略
略	首席参事官	二種
	局長	
略	略	略
略	略	四種
	健康管理室長	
	照会センター所長	
	サイバー指導官	
	略	
略	略	略

備考　略

改正前

別表第一（第二条関係）

組織	職	区分
略	略	略
警察		
略	略	略
警察本部		
略	略	略
略	首席参事官	二種
	略	
略	略	略
略	略	四種
	デジタル推進官	
	照会センター所長	
	略	
	健康管理室長	
	略	
略	略	略

備考　略

附　則

この規則は、令和八年十二月一日から施行する。

秋田県公安委員会規則第１５号

刑事訴訟法第189条第１項および第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

秋田県公安委員会委員長　遠　藤　優　子

刑事訴訟法第189条第１項および第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第１項および第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年秋田県公安委員会規則第13号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
刑事訴訟法第189条第１項及び　第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 第２条　秋田県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 （１）　略 （２）　秋田県警察本部の警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官（警務部にあっては、部長、首席参事官兼警務課長、サイバー・デジタル局長及び同局サイバー対策課に勤務する者に限る。） （３）　略	刑事訴訟法第189条第１項および第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 第２条　秋田県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 （１）　略 （２）　秋田県警察本部の　生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官 （３）　略

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。

秋田県公安委員会規則第１６号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

秋田県公安委員会委員長　遠　藤　優　子

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成４年秋田県公安委員会規則第７号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第２条　秋田県警察に勤務する警察官のうち、麻薬特例法第19条第３項、不正競争防止法第35条第３項及び組織的犯罪処罰法第23条第１項に規定する秋田県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。 （１）　略 （２）　秋田県警察本部の警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官（警務部にあっては、部長、首席参事官兼警務課長、サイバー・デジタル局長及び同局サイバー対策課に勤務する者に限る。） （３）　略	第２条　秋田県警察に勤務する警察官のうち、麻薬特例法第19条第３項、不正競争防止法第35条第３項又は組織的犯罪処罰法第23条第１項に規定する秋田県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。 （１）　略 （２）　秋田県警察本部の　生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官 （３）　略

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。

秋田県公安委員会規則第１７号

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

秋田県公安委員会委員長　遠　藤　優　子

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年秋田県公安委員会規則第10号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第２条　秋田県警察に勤務する警察官のうち、法第４条及び第７条第１項に規定する司法警察員として秋田県公安委員会が指定する者は、次のとおり　とする。 （１）　秋田県警察本部の警務部（サイバー・デジタル局サイバー対策課に限る。）、生活安全部（人身安全対策課及び生活環境課に限る。）、刑事部（捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課に限る。）、交通部（交通指導課に限る。）及び警備部（公安課、外事課及び警備課に限る。）に勤務する警視以上の階級にある警察官 （２）　略	第２条　秋田県警察に勤務する警察官のうち、法第４条及び第７条第１項に規定する司法警察員であって、法第４条第１項に規定する秋田県公安委員会が指定する警視以上のものは、次に掲げる者とする。 （１）　秋田県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部又は警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官 （２）　略

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。